

ハロウィンジャンボ宝くじ区市町村交付金交付規程

〔平成22年4月9日〕
規程第14号

改正 平成22年12月16日規程第21号
改正 平成26年2月3日規程第1号
改正 平成29年5月18日規程第3号
改正 平成30年11月1日規程第1号
改正 令和2年11月12日規程第1号
改正 令和3年2月9日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都区市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第4条第1項第2号に基づき東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）に交付する区市町村交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって東京都がこの法人に交付する交付金（以下「都交付金」という。）を財源とする。

(交付基準)

第3条 交付金の交付基準は、各区市町村に均等に配分する均等割（以下「均等割」という。）及び各区市町村の人口数に応じて配分する人口割（以下「人口割」という）とし、その割合は、それぞれ都交付金の2分の1ずつとする。

- 2 前項に定める均等割の区市町村数及び人口割の人口数（東京都が行う住民基本台帳等人口調査による。）は、都交付金が交付される年度の10月1日を基準とする。
- 3 都交付金の預金から生じる利息等は、翌年度の都交付金と合わせて交付する。
- 4 交付金の単位は円単位とする。

(対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に定める事業で、区市町村が必要とするものとする。

(交付手続)

- 第5条** 理事長は、都交付金の額が確定した場合は、第3条により算出した額を様式第1号により区市町村に通知するものとする。
- 2 区市町村は、前項の通知を受けた時は、速やかに様式第3号の事業計画書を添えて、様式第2号により交付金の支払を申請するものとする。

3 理事長は、前項の申請書を受けた時は、その事業計画の内容を審査しなければならない。

4 理事長は、審査の結果、事業計画の事業が前条の対象事業である場合は交付額を決定し、様式第4号により区市町村へ通知するとともに、交付金が交付された日から30日以内に区市町村に交付金を交付するものとする。

(事業報告)

第6条 交付金を受けた区市町村は、当該年度終了後一ヶ月以内に、様式第5号の事業報告書を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都区市町村振興協会の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則（平成22年12月16日規程第21号）

この規程は、平成22年12月16日から施行する。

附 則（平成26年2月3日規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月18日規程第3号）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日規程第1号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年11月12日規程第1号）

この規定は、令和2年11月12日から施行する。

附 則（令和3年2月9日規程第3号）

この規定は、令和3年2月9日から施行する。